

## 神戸市社会的養護自立支援拠点事業運営業務 実施要領（公募型プロポーザル）

### 1 案件名称

令和8年度神戸市社会的養護自立支援拠点事業運営業務

### 2 業務内容に関する事項

#### (1) 事業目的と概要

措置解除者等や虐待経験がありながらもこれまで公的支援につながらなかった者等（以下「社会的養護経験者等」という。）の孤立を防ぎ、社会的養護経験者等を必要な支援に適切につなぐため、相互の交流を行う場所を開設し、必要な情報の提供、相談及び助言並びにこれらの者の支援に関連する関係機関との連絡調整を行うこと等により、将来の自立に結びつけることを目的とする。

#### (2) 業務内容 別紙「仕様書」のとおり

#### (3) 事業規模（契約上限額）

金 22,000,000 円（消費税含む）

（内訳）運営経費 18,000,000 円

開設準備経費 4,000,000 円

#### (4) 契約期間

契約締結日から令和9年3月31日

※開所日は令和8年7月1日を目安とし、賃貸物件が確保できない等、やむを得ない事情により変更する場合は、事前に神戸市と協議すること。

#### (5) 費用分担

受注者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、市は、契約金額以外の費用を負担しない。

### 3 契約に関する事項

#### (1) 契約の方法

神戸市契約規則の規定に基づき、委託契約を締結する。契約内容は本市と協議のうえ、仕様書及び企画提案書に基づき決定する。

なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結をしないことがある。

#### (2) 委託料の支払い

業務完了後、本市の検査を経て、受注者の請求に基づき支払うこととする。

#### (3) 契約書案

別紙（頭書及び委託契約約款）参照

#### (4) その他

契約締結後、当該契約の履行期間中に受注者が神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

### 4 応募資格、必要な資格・許認可等

次に掲げる条件のすべてに該当すること。

#### (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないものであること。

(2) 令和6・7年度神戸市入札参加資格（工事請負または物品等）を有すること。なお、当該資格がない場合には、以下の要件をすべて満たすこと。

①事業者及びその代表者が直近1年間の法人税、市町村民税等を滞納していないこと。（個人の場合は、市町村民税等を滞納していないこと。）

②神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱第5条に該当しないこと。

(3) 経営状態が窮境にある者（会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続開始の決定がされている者、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定

に基づく再生計画認可の決定されているものを除く。)でないこと。

- (4) 参加申請関係書類の提出期間の最終日から契約候補者選定までの間に、神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止を受けていないこと。
- (5) 神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けていないこと。
- (6) 共同企業体（個人の場合はグループ）による受託も可能であるが、その場合は、代表者及び構成員全てが上記（1）から（5）を全て満たすこと。なお、神戸市との連絡調整は代表者が行い、委託契約にかかる事務処理についても代表者が自己の名義をもって行うものとする

## 5 スケジュール

(1) 公募開始	2026年2月17日
(2) 質問受付締切	2026年2月24日
(3) 質問に対する回答	2026年3月6日（予定）
(4) 参加申請関係書類の提出期限	2026年3月17日
(5) 企画提案書の提出期限	2026年4月3日
※選定委員会において、企画提案書及び面接で審査を行う。	
(6) 選定委員会	2026年4月中旬（予定）
(7) 選定結果通知	2026年4月中旬（予定）
(8) 契約締結・事業開始	2026年4月下旬（予定）
(9) 中間報告	2026年10月31日（予定）
(10) 最終報告	2027年3月31日（予定）

## 6 応募手続き等に関する事項

### （1）参加申請手続き

ア 受付期間 公募開始から令和8年3月17日17時00分まで  
郵送・宅配の場合は、事前に担当課に電話連絡のうえ、送付記録が残る方法により、令和8年3月17日（火）17時までに本実施要領8（2）に記載する担当課に必着とする。

持参による場合は、事前に担当課に電話連絡のうえ、神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く、9時～12時、13時～17時の間に本実施要領8（2）に記載する担当課まで必着とする。

イ 提出書類

- ①参加意向表明書（様式第1号）
  - ②公募型プロポーザル参加資格確認書（様式第2号）
  - ③共同企業体認定申請書兼協定書（様式第3号）
- ※共同企業体の場合
- ④法人登記簿謄本（又は登記事項全部証明書）及び会社概要等
  - ※個人の場合は、本人確認書類の写し（活動拠点がわかるもの）
  - ⑤法人税、消費税及び地方消費税、県税、市町村税の各納税証明（直近1年分）
  - ※未納がないことが証明できる納税証明書によること
  - ※個人の場合は、県税、市町村税の各納税証明（直近1年分）
  - ⑥神戸市契約等からの暴力団関係者排除に係る誓約書（様式第4号）

ウ 提出部数 各1部

エ 提出場所 本実施要領8（2）に記載する担当課

### （2）質問の受付

ア 受付期間 公募開始から令和8年2月24日17時00分まで

イ 提出方法 別紙「質問票（様式第5号）」に記載し、本実施要領8（2）に記載する担当課宛電子メールにより提出すること

## ウ 回答方法

応募者間の公平性を確保するために、原則全ての質問事項に対する回答は、本市ホームページに令和8年3月6日（金）を目途に掲載します。なお、質問者名は、公表しません。

### （3）企画提案書の提出

- ア 企画提案書は、A4版とし、様式は任意様式とする。
- イ 企画提案書の枚数は、15ページ以内とする。
- ウ 企画提案書の必須記載項目は、以下のとおりとする。
  - ①企画提案全体・コンセプト
    - ・事業の目的理解、拠点の役割、想定する対象者およびニーズと全体方針
  - ②各業務に対する具体的な実施方法
    - ・支援計画作成業務（アセスメント、計画策定、計画の見直し等）
    - ・相談支援の内容（来所/訪問/オンライン、緊急時対応等）
    - ・相互交流の場の提供（空間イメージ・イベント実施など参加しやすい仕組み等）
  - ③関係機関との連携方法
  - ④広報啓発方法
    - ・対象者への情報到達手段、初年度の重点周知方法
  - ⑤効果測定方法
    - ・業務報告に使用する様式案および効果測定を行う方法を提示すること。
  - ⑥事業実施にかかる実施体制
    - ・実施場所や職員配置が分かるように記載する。  
実施場所については、候補エリア・面積／間取り（例：2LDK相当）等の条件を示し、図面・写真等があれば添付すること（賃貸物件で実施する場合は、物件の条件や具体的な候補物件の記載でも可）。
  - ⑦類似業務実績
    - ・類似の実態把握業務の実績（過去5年以内）
  - ⑧スケジュール
    - ・全体のスケジュールおよび進行管理方法を記載する。
  - ⑨提案見積と積算根拠
- エ 受付期間 令和8年3月18日(水)から令和8年4月3日(金)17時30分まで
- オ 提出先 [kodomo\\_kateiyougo@city.kobe.lg.jp](mailto:kodomo_kateiyougo@city.kobe.lg.jp)

## 7 選定に関する事項

### （1）審査について

審査は、次に示す観点から、総合的に公平かつ客観的な審査を行うものとする。

#### 【審査項目】

審査項目	配点
企画内容	55点
類似業務の受託実績	30点
地域	10点
価格	5点
合計	100点

**【審査基準】**

	審査項目	審査基準	審査基準点	乗数 (ウェイト)	配点
技術点	企画内容	社会的養護に関する現状を踏まえ、本事業の趣旨・目的をよく理解し、受託者が担うべき役割を的確に認識しているか。	5		5
		支援計画が、個々の状況に合ったものとなるよう、作成に向けてどのように取り組んでいくか具体的に示されているか。	5		5
		対象者の状況に応じた具体的な支援内容が示されているか。	5	× 2	10
		相互交流の拠点について、利用者にとって効果的な場が提供されているか。	5	× 2	10
		児童相談所、児童福祉施設、市役所の関係課やその他の民間の支援機関等の、必要な資源につなぎながら支援に取り組む姿勢を有しているか。	5		5
		支援対象者のうち、公的機関につながりがない者や、関係機関・団体に対する効果的な情報発信方法が示されているか。	5	× 2	10
		業務報告を通じて効果を把握する方法及び様式が適切に示されているか。	5		5
		支援コーディネーター、生活相談支援員 及び就労相談支援員は、業務遂行に必要な専門性・経験を有しているか。	5		5
	類似業務の受託実績	本事業に類似する業務を多数受託し、安定的な運営が可能な実績を有しているか。	5	× 6	30
地域点	地元企業（法人格を市内に有する者）・・・・・・・・・・・・				10 点
価格点	最低見積額を5点とする。 他の見積額は、5点×（最低見積額／見積額）とする。 ※小数点第1位を四捨五入する。				
合計					100

**【評価基準】**

評価 (審査基準点)	評価内容
5	非常に優秀
4	優秀
3	普通
2	やや劣る
1	劣る

## (2) 選定方法

- ア 委託予定先を選定するため、神戸市社会的養護自立支援拠点事業運営業務選定委員会を開催する。
  - ・選定委員会では、提案者より、企画提案書に基づき、提案内容を説明する。説明後、選定委員による質疑応答を行う。
  - ・選定委員会実施日は、市より通知する。
- イ 本企画提案の審査については、選定委員会において審査を行い、合計点が最も高い提案者を委託予定先として選定する。
- ウ 審査の結果、評価点が最も高い事業者が複数いる場合は、審査項目のうち「類似業務の受託実績」の得点が高い方とする。
- エ 提案者が1者の場合は、選定委員会において、当該提案者を委託予定先として選定するか、プロポーザルを再実施するかを判断する。

## (3) 失格事由

- 次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。
  - ア 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること
  - イ 他の参加者と企画提案の内容またはその意思について相談を行うこと
  - ウ 事業者選定終了までの間に、他の参加者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること
  - エ 提出書類に虚偽の記載を行うこと
  - オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと

## (4) 選定結果の通知及び公表

評価結果及び選定結果は決定後速やかに、全ての参加者に通知し、また、本市ホームページに掲載する。本市ホームページには、選定した事業者名と総得点、他の応募者の総得点を掲示する。

# 8 その他

## (1) 提案に要する費用、条件等

- ア 企画提案書の作成に要する費用は、参加者の負担とする。
- イ 企画提案書は、神戸市情報公開条例に基づく公開請求があった場合は、契約候補者に選定されたかどうかに関わらず、同条例第10条各号に該当する情報を除いて、公開の対象となる。
- ウ すべての企画提案書は返却しない。
- エ 提出された企画提案書は、審査・業者選定の用以外に応募者に無断で使用しない（神戸市情報公開条例に基づく公開を除く）。
- オ 期限後の提出、差し替え等は認めない。
- カ 参加申請後に神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止又は神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けた者の公募型プロポーザル参加は無効とする。

## (2) 提出先、問い合わせ先

〒650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号  
神戸市こども家庭局家庭支援課  
電話番号：078-322-5211  
電子メール：kodomo\_kateiyougo@city.kobe.lg.jp